

## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和元年十一月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十一月一日

埼玉県川越県土整備事務所長 磯 田 和 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 所沢青梅線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
所沢市大字坂之下字清中前鶴二 一四番一地先から同市大字坂之 下字上三三一番一地先まで		区 間
一〇・〇九 一・二・二一	八・二六 一・二・二一	敷地の幅員 (メートル)
四一四・七六		延長 (メートル)
歩道整備事業による		備 考